

滋賀県立高等学校の生徒・保護者の皆様へ —授業料について大切なお知らせ—



就学支援金の審査で マイナンバーの利用が始まります！

★**就学支援金とは** 所得要件(*)を満たした生徒の授業料を国が支援する制度です。公立高校の場合、就学支援金の手続きにより、授業料が実質無料となります。（本来支払うべき授業料を、国が代わりに学校に支払うイメージです。）全国の約8割の高校生が利用しています。

*所得要件：保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計の合算額が507,000円未満であること。両親（片方が会社員）・高校生1人・中学生1人というモデル世帯における年収目安は約910万円未満。

これまで

ご入学時、および毎年6月～7月に、書類と保護者等の皆様全員の課税証明書等をご提出いただき、道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額の合算額を学校で確認していました。



これから

一度マイナンバーをご提出いただければ、保護者等の皆様の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は、滋賀県教育委員会事務局で確認します。保護者等の状況に変更がない場合、以後の書類や課税証明書等の提出は原則不要です。（離婚や海外赴任、引っ越し等、変更がある場合には別途届出が必要です。また、所得要件を超えてしまった方が翌年再度就学支援金を受けようとするときには、改めて申請書の提出が必要です。）

マイナンバー提出までの流れ

Step1

誰のマイナンバーを提出する必要があるのかを把握する。

- 就学支援金の受給資格認定申請書または収入状況届出書の裏面にチェックした人の分が必要です。

Step2

提出方法を選ぶ。

- ✓ 生徒に預けて学校に提出する場合 → Step3Aへ
- ✓ 郵送など、生徒に預ける以外の方法で提出する場合 → Step3Bへ
- Q&Aもご覧ください。

Step3A

必要なマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードの
コピーをとる（マイナンバー記載面）。

- マイナンバーや通知カードが見当たらない場合は、Q&Aを参照してください。

Step3B

必要なマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードの
コピーをとる（マイナンバー記載面）。

+

マイナンバーカードの写真面や免許証など写真付きの身分証明
書のコピーをとる。

- マイナンバーや通知カードが見当たらない場合は、Q&Aを参照してください。
- 本人確認の一環で、**写真付きの身分証明書**が必要です。

Step4

Step3で揃えたコピーを貼付け、必要事項を記入した書類を
提出する。

- 必ず封筒に入れて提出してください。
- 郵送する場合は、**簡易書留**で送付してください。送付先はQ&Aに記載しています。

Q&A



Q. 何が変わるの？

A. 保護者の皆様の負担軽減に繋がります。いままで市役所や町役場まで出向いて手数料を支払って取得していただいていた課税証明書が不要となりますので、時間と費用の両方が軽減されます。なお、制度が変更されるわけではありませんので、所得要件となる金額はこれまでと変わりありません。

Q. マイナンバーを何に使うの？

A. 就学支援金事務では、マイナンバーを使って、道府県民税所得割額や市町村民税所得割額など、課税証明書に書かれているのと同程度の情報を、皆様がお住まいの市町村から提供してもらいます。

Q. マイナンバーをみだりに教えてはいけないのでは？

Q. マイナンバーを教えると個人情報が丸裸になりそうで不安がある。

A. マイナンバーについては、「どの事務で利用できるのか」や「取扱方法」などが法令で定められており、その法令に基づいて取扱いますので、ご安心ください。また法令では、その事務において取得できる個人情報の種類も定められておりますので、業務に必要な情報以外は担当者も見ることができません。

Q. マイナンバーカードやマイナンバー通知カードが見当たりません。

A. 家の中で見当たらない場合は、申請に必要な保護者等のみが記載された住民票や住民票記載事項証明書を、「マイナンバー表示あり」で取得して提出してください（コピー可）。

外で紛失した場合など、カードや通知カードの再発行を希望する場合は、お住まいの市役所または町役場へご相談ください。

Q. 住所などが変わるんだけど。

A. 住所の変更や、保護者の状況に変更があった場合（離婚や再婚など）には、届出の提出が必要です。速やかに学校事務室へご連絡いただき、手続きをお願いします。

Q. 兄弟姉妹それぞれでマイナンバーを提出しないとイケないの？

A. 兄弟姉妹で違う学校に通っている場合は、お手数ですがそれぞれの学校においてマイナンバーをご提出ください。同じ県立高校に通っている場合には、どちらか一方だけの提出で構いません。

Q. 私は扶養控除配偶者なので、年末調整も確定申告もしてないけれど、マイナンバーの提出は必要？

A. 必要です。また、あなたの配偶者の所得割額の合計が507,000円に近い場合には、あなた自身にも税の申告をお願いする場合があります。また、奨学のための給付金（保護者全員の所得割額が非課税の世帯が対象）を申請する場合は、必ず税の申告を行ってください。税の申告手続きの方法については、お住まいの市町村の税担当窓口にお問い合わせください。自営業等で税の申告義務があるのに未申告の場合には、審査をすることができません。

Q. 世帯年収は910万円を超えていると思うけど、マイナンバーは提出しなければいけないの？

A. 目安年収は、あくまでもモデル世帯での試算です。各世帯の、収入状況や各種控除（配偶者控除や16歳以上の扶養控除等）の状況などによって、所得割額は大きく異なります。所得割額の合計が507,000円を超えていると断言できるとき以外は、マイナンバーをご提出いただくことを推奨致します。

該当ケースが多い事例

1年生のときの申請や届出では所得要件を超えたため就学支援金の対象とならなかったが、2年生のときの申請では、前年より収入が上がったにもかかわらず所得要件を満たすこととなり、就学支援金の対象となった。

→理由：16歳以上の扶養控除対象者が増えたことで、収入増よりも控除額のほうが大きく上回り、前年よりも所得割額が下がったため。

Q. マイナンバーを生徒に預けるのはちょっと……。

A. なんらかの事情で生徒を通して学校にマイナンバーを提出することができない場合は、学校事務室に簡易書留で郵送いただくことも可能です。その場合、マイナンバー貼付台紙に、マイナンバーが分かる書類のコピーだけでなく、顔写真付きの身分証明書のコピーも貼付してください。

送付先 〒520-3016 栗東市小野618番地
滋賀県立栗東高等学校 事務室 ☎077-553-3350

Q. マイナンバーを学校に預けるのは抵抗があります。

A. マイナンバー申請台紙については、直接、県教育委員会事務局へ簡易書留により郵送いただくことも可能です。その場合、マイナンバー貼付台紙に、マイナンバーが分かる書類のコピーだけでなく、顔写真付きの身分証明書のコピーも貼付してください。

送付先 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
滋賀県教育委員会事務局 教育総務課 修学支援係 ☎077-528-4587